

鳥取県指定久松山鳥獣保護区
久松山特別保護地区

指定計画書

平成23年2月1日

(鳥取県)

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

久松山鳥獣保護区特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

久松山鳥獣保護区の区域のうち、久松山南西斜面の鳥取市有林の鳥取市東町二丁目104番地、132-1番地及び国有林鳥取事業区旧城山国有林四林班い小班の区域(都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき都市公園として設置された久松公園の区域を除く。)

(3) 特別保護地区の存続期間

平成23年2月1日から平成32年10月31日まで

(4) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、鳥取県庁や鳥取市役所のある鳥取市市街地北側の久松山山麓に位置し、鳥取城跡等歴史的にも重要な地域である。その植生はタブ、シイ、ヤブツバキ等の照葉樹極相林を主体に、久松山山頂付近ではブナ林帯の植生もみられる。コナラ、アベマキ、アラカシ、アカマツ等の二次林、スギ、ヒノキ、アカマツの常緑針葉樹人工林も混じり、狭い範囲に温帯の落葉広葉樹林から暖帯の常緑樹林植生が混在し、県内でも有数の多様な森林相を形成する地域である。

地形的にも、40度以上の急斜面が発達して、露出岩もみられ、人を寄せ付けない急峻な地域が多く、それらの地域が古くから鳥獣の生息地として守られている。多様な森林相と人を寄せ付けない急峻な地形の結果、狭い地域に多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は久松山鳥獣保護区の中でも、鳥獣の生息・繁殖に重要な区域と認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

保護管理方針

鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。加えて、イノシシ等による掘り起こし等の野生鳥獣による被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲等の申請に対しては、被害等の実績を十分考慮して適切に対応する。

また、鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育の場としての活用も検討していく。

平成20年度に当該地域の隣接区域で特定外来種のアライグマの生息が確認されており、保護地区内への分布拡大も推測される。アライグマについては、在来種への影響が危惧されていることから、根絶を目指す。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 55 ha (区域の増減なし。面積増は精査による増。)

内訳

ア 形態別内訳

林野 55 ha
 農耕地 0 ha
 水面 0 ha <干潟 0 ha>
 その他 0 ha

イ 所有者別内訳

国有地	5 ha					
国有林	林野庁所管	5 ha	制限林	5 ha	保安林	5 ha
					(土砂流出防備保安林、保健保安林)	
					砂防指定地	0 ha
	普通林	0 ha	その他	0 ha		
	その他	0 ha				
国有林以外の国有地	0 ha					
地方公共団体有地	50 ha		都道府県有地	0 ha		
			市町村有地等	50 ha		
私有地等	0 ha					
公有水面	0 ha					

ウ 他の法令(条例を含む)による規制区域

自然環境保全法による地域	0 ha	自然環境保全地域特別地区	0 ha
		自然環境保全地域普通地区	0 ha
自然公園法による地域	0 ha	特別保護地区	0 ha
		特別地域	0 ha
		普通地域	0 ha
文化財保護法による地域	50 ha		
(史跡)			

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

久松山鳥獣保護区は、鳥取県東部を流れる千代川右岸の河口に近く、鳥取県庁や鳥取市役所などがある鳥取市の市街地の北側の山地に位置する。

イ 地形、地質等

当該地域の地質は、基盤をなす中生代の流紋岩中に進入した鳥取花崗岩^{こう}からなり、その主峰久松山（標高263m）は一際高く^{きつ}屹立して残丘状の孤立峰をなしている。久松山の東南斜面には、断層鏡面を思わせる露出岩がみられ、久松山西麓から南麓には40度以上の急斜面が発達している。

ウ 植物相の概要

タブ、シイ、ヤブツバキ等の照葉樹林の極相林を主体に、久松山山頂付近ではブナ林の植生が混じる。照葉樹林の極相林に、コナラ、アベマキ、アラカシ、アカマツ等の二次林、スギ、ヒノキ、アカマツの常緑針葉樹人工林が混じり、県内でも有数の多様な森林相を呈する。

エ 動物相の概要

鳥類については、大型の猛禽類は少なく、メジロやヤマガラ等の小型の鳥類が多く生息しており、環境省のレッドリストに掲載されている絶滅危惧 Bのヤイロチョウや、同じく類のサンショウクイの生息が確認されている。特別保護地区境界の谷沿いでは、県鳥であるオシドリ等のカモ類もみられる。

獣類については、キツネ、タヌキ、アナグマ、ノウサギ、テンなどの中型獣類が多く生息している。近年、イノシシが増加、ツキノワグマ、ニホンジカといった大型獣類の目撃もある。更に近隣地ではアライグマの生息も確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

アオサギ、オシドリ、マガモ、カルガモ、キンクロハジロ、トビ、ハイトカ、キジバト、アオバト、カワセミ、カッコウ、ツツドリ、ホトトギス、アオバズク、アオゲラ、コゲラ、ヤイロチョウ、ツバメ、セグロセキレイ、サンショウクイ、ヒヨドリ、モズ、ミソサザイ、ルリビタキ、ジョウビタキ、シロハラ、ツグミ、クロルグミ、ヤブサメ、ウグイス、センダイムシクイ、キビタキ、オオルリ、サンコウチョウ、キクイタダキ、コサメビタキ、エナガ、コガラ、ヒガラ、ヤマガラ、シジュウカラ、ゴジュウカラ、メジロ、ホオジロ、アオジ、クロジ、アトリ、カワラヒワ、マヒワ、ウソ、イカル、カケス、ハシボソガラス、ハシブトガラス

注 印は一般的に見られる種

下線は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号に規定された種

イ 獣類

イノシシ、キツネ、タヌキ、アナグマ、テン、ノウサギほか

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該特別保護地区周辺には、家庭菜園以外の耕作地が無く、農林水産物被害は発生していないが、周辺地域の住宅街の花壇、庭園、墓地等において、イノシシによる掘り起こし被害が発生しており、平成20年度に2件(うち期間延長1件)、平成21年度に1件イノシシの有害鳥獣捕獲許可が出されており、それぞれ26頭、17頭のイノシシが捕獲された。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

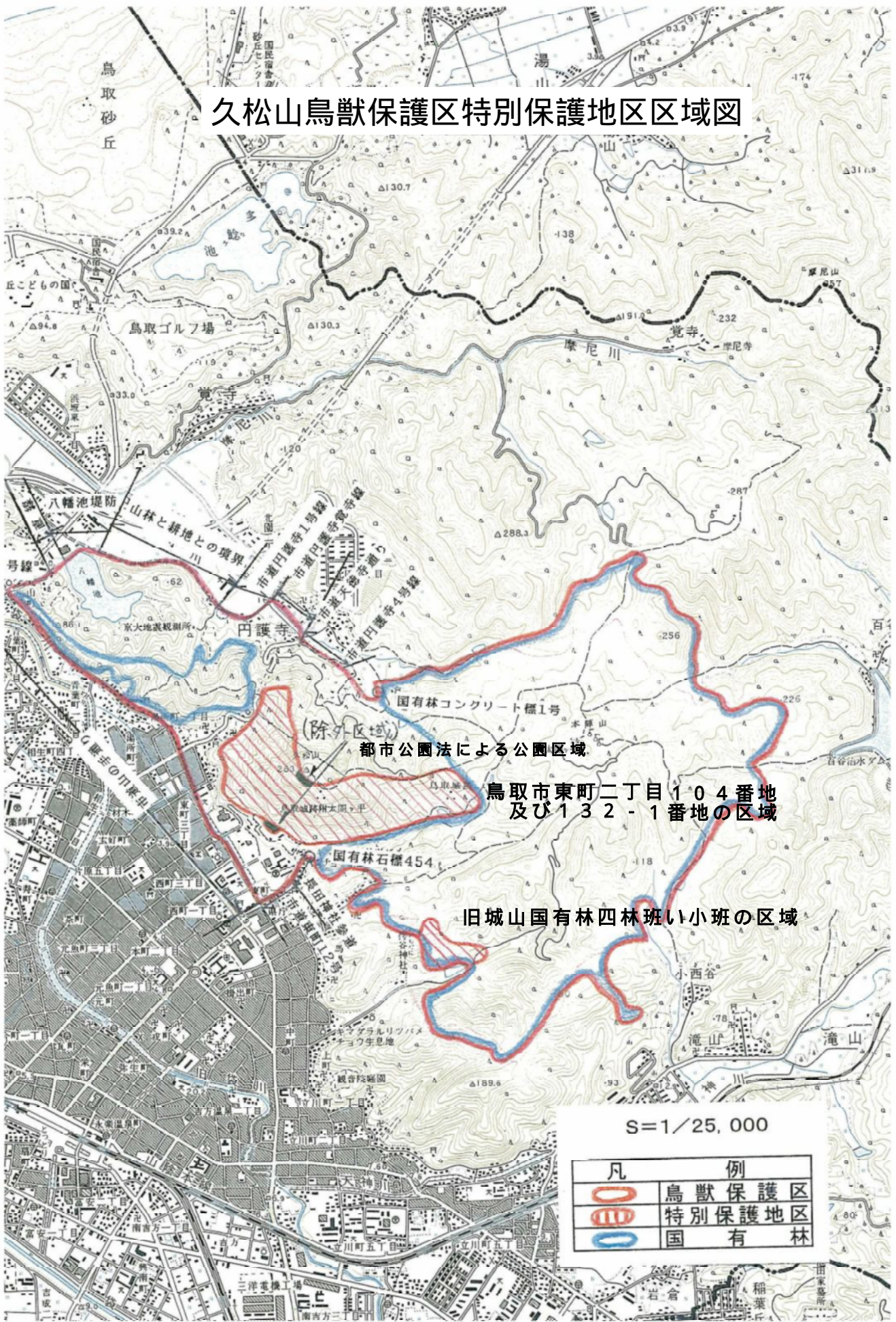
6 施設整備に関する事項

鳥獣保護区用制札	0本
特別保護地区用制札	3本
案内板	0基
給水器	0基
給餌台	0基
巣箱	0個
その他	なし

久松山鳥獣保護区特別保護地区位置図



久松山鳥獣保護区特別保護地区区域図



鳥取砂丘

鳥取ゴルフ場

八幡池堤防

京大地震観測所

鳥取市東町二丁目

鳥取市西町二丁目

鳥取市南町

鳥取市北町

鳥取市東町

鳥取市西町

鳥取市南町

鳥取市北町

山林と耕地との境界

市道円蔵寺1号線

市道円蔵寺2号線

市道円蔵寺3号線

市道円蔵寺4号線

市道円蔵寺5号線

市道円蔵寺6号線

市道円蔵寺7号線

市道円蔵寺8号線

市道円蔵寺9号線

市道円蔵寺10号線

市道円蔵寺11号線

市道円蔵寺12号線

市道円蔵寺13号線

市道円蔵寺14号線

市道円蔵寺15号線

市道円蔵寺16号線

市道円蔵寺17号線

市道円蔵寺18号線

市道円蔵寺19号線

市道円蔵寺20号線

市道円蔵寺21号線

市道円蔵寺22号線

市道円蔵寺23号線

市道円蔵寺24号線

市道円蔵寺25号線

市道円蔵寺26号線

市道円蔵寺27号線

市道円蔵寺28号線

市道円蔵寺29号線

市道円蔵寺30号線

(除く区域)
都市公園法による公園区域

鳥取市東町二丁目104番地
及び132-1番地の区域

旧城山国有林四林班い小班の区域

S=1/25,000

凡	例
	鳥獣保護区
	特別保護地区
	国有林